



郵政民営化委員会 ご説明資料

令和 3 年 2 月 4 日（木）
一般社団法人 全国信用組合中央協会

基本的な考え方

- ゆうちょ銀行の新規業務等への参入は、ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件を確保した上で総合的に判断されるべき。まずは、ゆうちょ銀行の完全民営化への具体的な道筋が示され、その確実な実行が担保されることが必要。
 - ⇒ しかしながら、株式処分が平成27年11月の上場以降実施されない中、完全民営化への具体的な道筋は依然として示されておらず、公正な競争条件が確保されてない状況が続いている。こうした中、預入限度額の引上げや新規業務だけが認められてきた。
 - ⇒ また、直近の預入限度額の引上げに際しては、貯金獲得に係るインセンティブの撤廃等の前提条件の履行がなされないまま引上げが行われ、現在も約束が果たされていない状況にあるなど、極めて遺憾。

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（新会社の株式）

第七条（略）

- 2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

（平成24年4月26日 参議院総務委員会）（抄）

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一（略）

- 二、金融二社の株式について、その全部を処分することを目指し、金融二社の経営状況、ユニバーサルサービスの確保に係る責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとするとの規定に基づき、日本郵政株式会社がその処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう努めること。また、日本郵政株式会社の株式も含め、これらの株式が国民全体の財産であることに鑑み、その処分に当たっては、ユニバーサルサービスの確保に配慮しつつ、可能な限り株式が特定の個人・法人へ集中することなく、広く国民が所有できるよう努めること。

三～八（略）

日本郵政グループ 中期経営計画（2021～2025）の基本的考え方（抄）

Ⅲ 日本郵政グループの新たな成長に向けて

2 資本戦略・人事戦略・ESG経営

（1）日本郵政の資本戦略（金融2社株式の早期処分による経営の自由度向上、株主還元）

- 郵政民営化法に基づき、金融2社の株式はその全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、当社及び日本郵便のユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分
- まずは、日本郵政が保有する両社の株式について保有割合50%程度とし、新規業務の事前届出制への移行を目指す

「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」（抄）

（預入限度額の見直しについては）

日本郵政グループ及び政府に対し、以下の2点の取組を求める。

- ① 貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること。

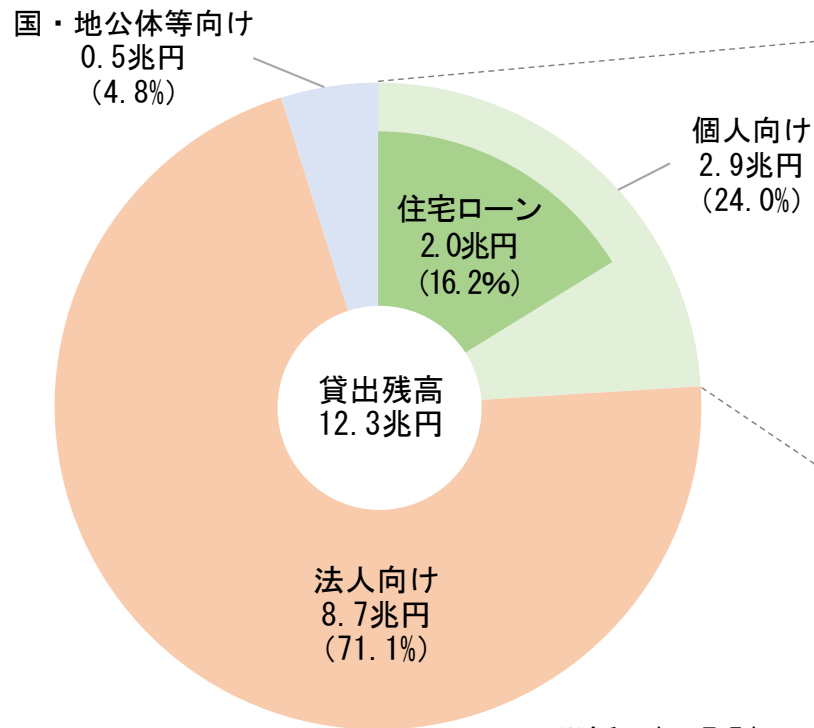
※給与振込口座の獲得など顧客基盤拡大を評価項目とすることを否定するものではない

- ② 将来の見直しについては、グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却することを条件に、通常貯金の限度額について検討すること。

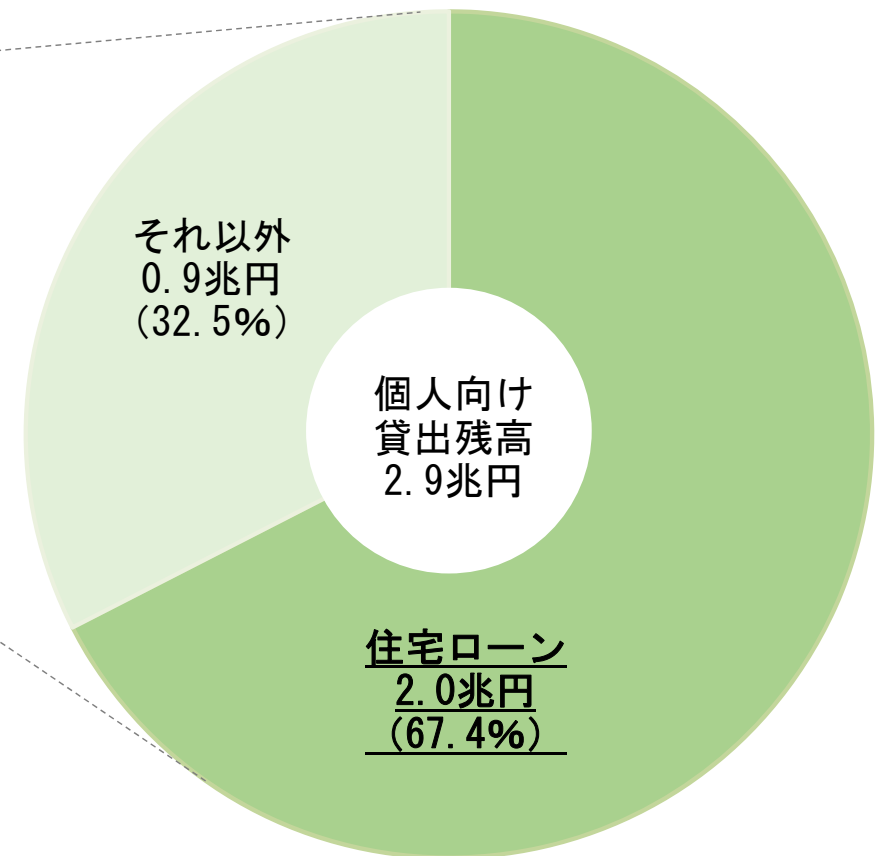
信用組合業界の住宅ローンの状況

- ゆうちょ銀行がフラット35の直接取扱いに参入することは、住宅ローンが信用組合の個人向けの主力な融資商品で、特に競争の激しい分野であることから、業界へ多大な影響を及ぼす恐れがある。
 - ⇒ 貸出残高に占める住宅ローン残高の割合は16.2%
 - ⇒ 個人向け貸出残高に占める住宅ローン残高の割合は67.4%
- フラット35の直接取扱いを契機に、今後更なる新規業務の取扱い拡大に繋がるのではないかと真に憂慮。

＜貸出残高に占める住宅ローン残高の割合＞



＜個人向け貸出残高に占める住宅ローン残高の割合＞

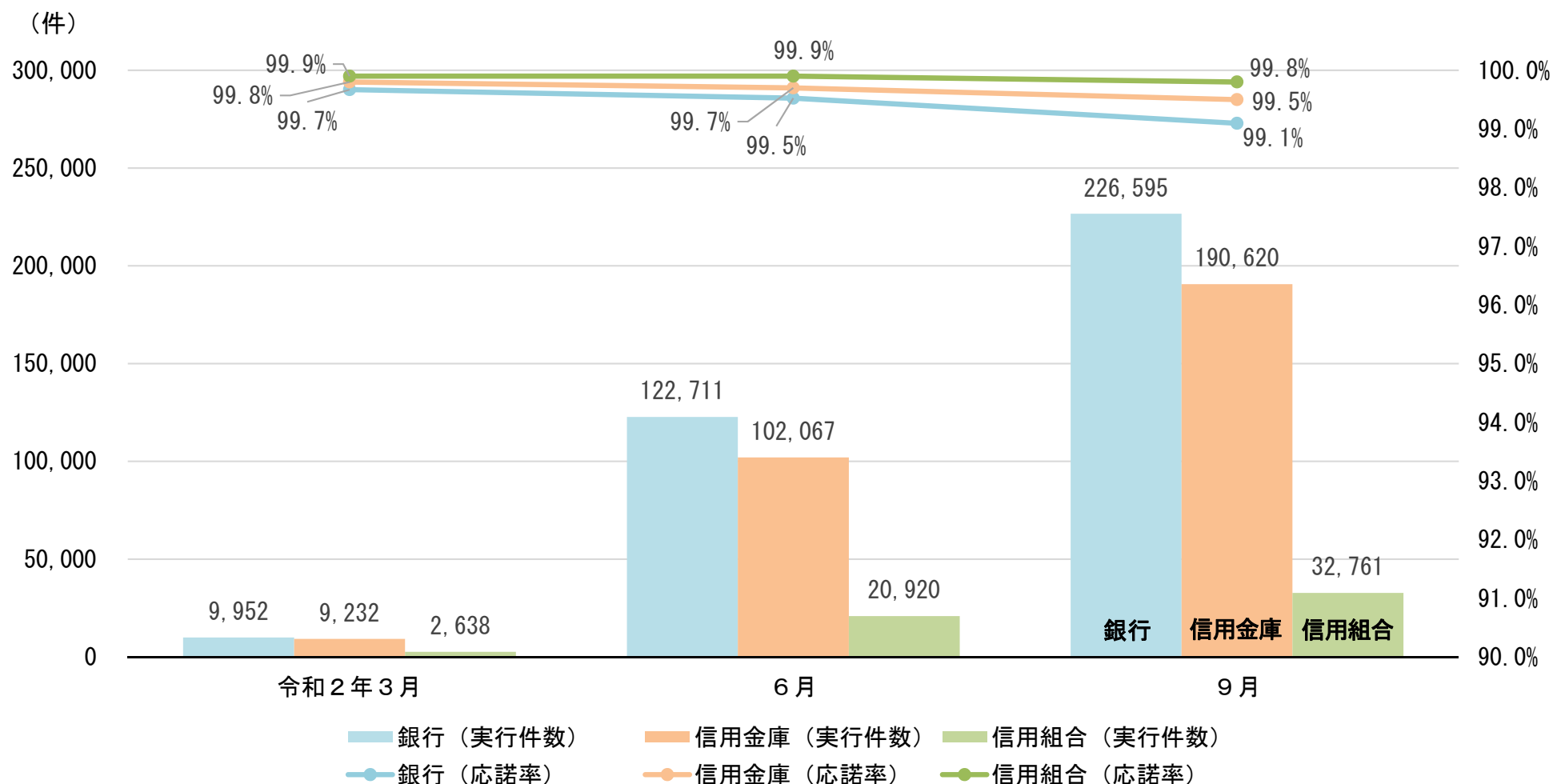


※令和2年9月現在
出所：全信組連の調査に基づき全信中協作成

新型コロナウイルス感染症拡大への対応

- 新型コロナウイルス感染症拡大への対応に際し、目下、民間金融機関においては、取引先の資金繰り支援をはじめとして、既存融資の条件変更や経営改善支援、売上増加支援等、取引先支援に全力で取り組んでいる。

既存融資の条件変更の実績（令和2年3月10日以降の累計）



- コロナ禍の影響は、収束の目途が立つところか、当初の見込みより長期間に及ぶことが見込まれている。
- ゆうちょ銀行の新規業務の拡大は、これまでの民間金融機関との協調関係を損なうのみならず、民間金融機関の営業基盤や収益基盤に大きな打撃を与えることにもなりかねない。
- かかる状況にあって、ゆうちょ銀行の新規業務等への参入は認められるべきではない。
- 貴委員会において、今回の新規業務等の是非について、郵政民営化法の基本理念に則り、極めて慎重に検討されることを強く要望。

意見書

令和3年1月22日

郵政民営化委員会事務局 宛て

[個人 / ☒ 法人又は団体]

※個人、法人又は団体の別を○で記入願います。
法人又は団体の代表者が個人として意見を提出
する場合は、個人に○を付けてください。

郵便番号 104-0031

住所

東京都中央区京橋1丁目9番5号

全国信用組合会館

提出者名

一般社団法人 全国信用組合中央協会

会長 渡邊 武

連絡先

〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目9番5号

全国信用組合会館

〒104-0031

ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の
保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査
審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

(別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した
別紙を添付する。)

別紙に記載

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号
を記載すること。

令和3年1月22日

「ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対する意見

一般社団法人 全国信用組合中央協会
会 長 渡 邊 武

私どもはかねてより、ゆうちょ銀行が新規業務等に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、その公正な競争条件の確保の下で総合的に判断されるべきと主張してまいりました。

しかしながら現状においては、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋は依然として示されておらず、ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない状況が続いております。こうした中、預入限度額の引上げや新規業務だけが認められてきました。

特に、直近の預入限度額の引上げに際しては、貯金獲得インセンティブの撤廃等の前提条件の履行がなされないまま引上げが行われ、現在に至るまで約束が果たされていない状況にあるなど、極めて遺憾と考えております。

ゆうちょ銀行がフラット 35 の直接取扱いに参入することは、住宅ローンが信用組合の個人向けの主力な融資商品で、特に競争の激しい分野であることから、業界へ多大な影響を及ぼす恐れがあります。

さらに、フラット 35 の直接取扱いを契機に、今後更なる新規業務の取扱い拡大に繋がるのではないかと真に憂慮しております。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大への対応に際し、目下、民間金融機関においては、取引先の資金繰り支援をはじめとして、既存融資の条件変更や経営改善支援、売上増加支援等、取引先支援に全力で取り組んでいております。

こうした中でのゆうちょ銀行の新規業務等の拡大は、これまでの民間金融機関との協調関係を損なうのみならず、民間金融機関の営業並びに収益基盤に大きな打撃を与えることにもなりかねません。

かかる状況にあって、ゆうちょ銀行の新規業務等への参入は認められるべきではないと考えます。

貴委員会におかれましても、今回の新規業務等の是非について、郵政民営化法の基本理念に則り、極めて慎重に検討されることを強く要望します。

以 上